

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8階

非居住者に支払う公的年金等の税務上の取り扱い

Q 私は、長く海外勤務をしており、海外勤務中に退職しました。退職後、そのまま海外に住み続けておりますが、この度、日本の公的年金をもらうこととなりました。この場合の税務上の取り扱いはどうなるのでしょうか？

解説

日本の公的年金等は国内源泉所得に該当しますので、一定の算式により源泉徴収された後の残額が支給されることとなります。

1. 非居住者の年金源泉徴収税額

非居住者の年金源泉徴収税額は、下記の算式により計算します。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{控除額}(\ast)) \times 20.42\%$$

※控除額

受給者の年齢	控除額
65歳以上	9.5万円 × 年金の額に係る月数
65歳未満	5万円 × 年金の額に係る月数

2. 計算例

<前提>

①年金月額 10万円、②偶数月払いで2か月分の給付、③63歳

<計算式>

①源泉税額：(20万円-5万円×2か月) × 20.42% = 20,420円

②支給額：20万円 - 20,420円 = 179,580円

3. 租税条約

上記は日本国内での課税ですが、海外の居住地国でも課税される可能性があります。

これを回避するため、その居住地国と日本との間での**租税条約の届出書**を提出すれば、一定の場合、日本での課税の免除を受けることができます。

要するに…

日本で退職後に、海外に移住するケースがあり、その移住後に日本の公的年金等が支給される場合があります。この場合、日本と移住国の両方で課税されるケースがあるので、租税条約の届出書を提出して、二重課税を防ぐようにしましょう。